PTA のしおり

品川区立浜川小学校 PTA

1．ＰＴＡとは

Ｐ　Ｐａｒｅｎｔ　(父母)

Ｔ　Ｔｅａｃｈｅｒ　（教師）

Ａ　Ａｓｓｏｃｉａｔｉｏｎ　（会・協会・仲間になること）

①PTA とは

子どもの幸せを作り出すために、保護者と教師が協力して、話し合い、学び、それを実践する社会教育関係団体です。

②会員は

PTA 会員は、学校に籍をおく児童の父母またはそれに代わる人（保護者と呼ぶ）と学校の教職員です。PTA への加入は任意です。また、引っ越しなどで退会される場合は担任の先生にお伝えください。

③ＰとＴの関係

保護者と教師は、立場の違いはあっても等しく子どもの幸せを願うことには変わりありません。保護者と教師が一つの気持ちになり、協力し合って活動するところにＰＴＡの意義があり、相互信頼こそ基盤をなすものです。

・子どもの幸せのために保護者と教師が互いに学習しあう場を持ちます。
・保護者と教師が協力して、子どもの生活環境を良くするための活動を進めます。

2．ＰＴＡの運営

＊自主性の尊重

PTA は自主的な任意団体です。会の運営は、会員の総意に基づいて行われることが必要であり、他の団体や機関から干渉されることがあってはなりません。

＊民主的な運営

PTA 運営は、常に民主的なルールに従って行われる必要があります。

＊他の団体との連携協力

PTA は学校との緊密な連携協力の基に運営されています。同時に子どもの健全育成に関係する団体や機関と常に協力しながら活動を進めることが大切です。

＊非政党・非宗派・非営利

PTA は特定の政党や宗教に偏ることなく、また営利を目的とするような行為を行ってはなりません。この主旨は、個々の会員の政党加入や宗派所属を否定したものではなく、PTA の組織として、一政党、一宗派に偏ることがあってはならないということです。また、PTA が子どもの幸せを実現するために会員の総意に基づき、自主的に関係機関に対して要望、陳情、請願などの活動を行うことを否定しているものでもありません。

＊学校の人事、その他管理への不干渉

PTA は学校の教育について学校側に述べることがあっても、学校の人事や管理運営など干渉してはなりません。

３．ＰＴＡの組織

総会	全会員	最高の議決機関、重要事項を決定
役員会	役員	活動計画の実施に向けての話し合い
委員総会	学級委員・役員 推薦委員	各部長、副部長、書記、会計を互選 年間事業計画を立てる
運営委員会	部長・副部長 学級代表・役員	総会につぐ議決機関・活動の企画・立案などの話し合い 議案や各部、各学級から出る事項を話し合い決議

浜川小学校　ＰＴＡ組織図

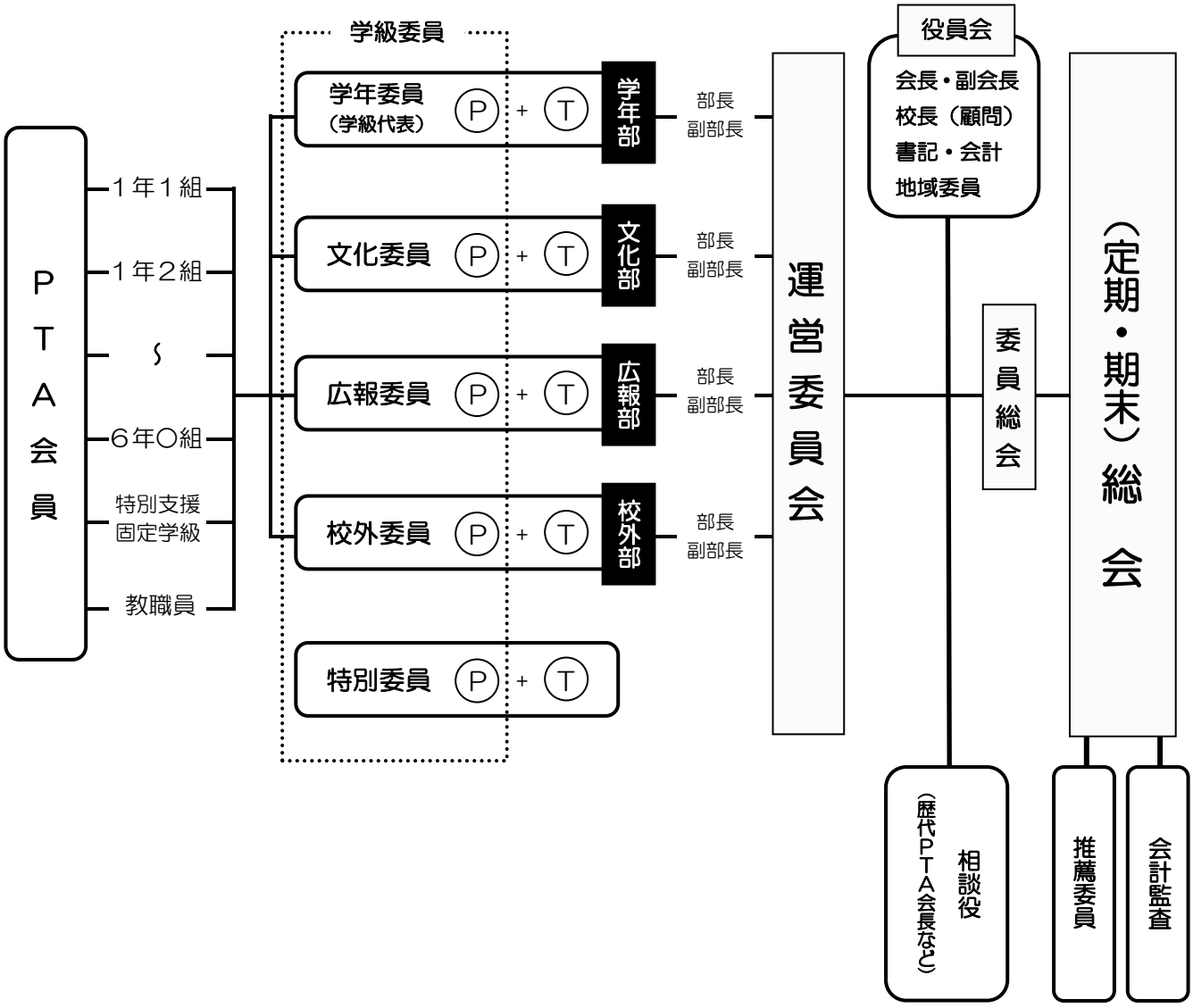

改定履歴
・2020 年３月　PTA 組織図について一部変更
・2022 年３月　PTA 組織図について一部変更

４．委員の選出

各学級より学級委員及び役員推薦委員を選出

学級委員
- 学年委員（学級代表）２名
- 文化委員１名
- 広報委員１名
- 校外委員１名
- 役員推薦委員１名
- 特別委員

学級委員は、①ＰＴＡの基盤である学級 PTA の世話
②学級、学年の行事の企画・運営
③ＰＴＡ全体とクラスを繋ぐパイプの役目

学級の色々な事柄について学級代表を中心にして文化委員・広報委員・校外委員及び学級担任教師と話し合い、協力して仕事をする。

５．活動内容

役員会	構成・各職務については、会則第６条参照 ＰＴＡ全体の運営、素案作成 学校との連絡、他校ＰＴＡや地域との連携
会計監査	構成・各職務については、会則第６条参照 ＰＴＡ会計帳簿や伝票に不備はないか調べ監査結果を年度初総会にて報告
学年部	構成及び活動については、会則第９条参照 学級代表として運営委員会に出席 学級ＰＴＡの中心になり他のクラス委員と協力して学級・学年の交流を図る（クラスレク、茶話会等） 安全パトロールの当番表作成及び統率 学校行事への参加のお手伝い
文化部	構成及び活動については、会則第９条参照 家庭教育学級（ＣＡＰ、給食試食会等）を担当
広報部	構成及び活動については、会則第９条参照 広報誌「はまかわ」を発行
校外部	構成及び活動については、会則第９条参照 校庭開放当番表の作成 少年少女スポーツ交流事業（がらくたまつり出店等）

推薦委員会	構成及び活動については、会則第７条参照 ※運営委員会には参加しない。（但し、報告等にて参加する回もある）
地域委員	大井第一地区青少年を明るくする運動推進会議の略称 ・学校、家庭、地域が協力しあい子どもたちを育てることを目的とする。 ・鈴ヶ森小、鮫浜小、立会小、鈴ヶ森中、浜川中、浜川小の６校と同ＰＴＡ、各自治会、地区委員、大井警察署等が参加し定例会で話し合うほか、“地域パトロールの実践・愛の一声運動の推進・社会活動参加への促進の具体的実践運動”に取り組む。 ・定例会は、原則として年４回開催　・地区委員会参加。
小Ｐ連	品川区立小学校ＰＴＡ連合会の略称 ・品川区の小学校と同ＰＴＡで組織されている。 品川・大井東・大井西・荏原南・荏原東・荏原西・大崎の７ブロックで構成されている。（浜川小は大井東ブロックに所属） ・品川区の各小学校の校長、ＰＴＡ会長で構成され、専門部として、研修部・事業部・広報部がある。主な活動としては、合唱研究発表会・親と子の音楽鑑賞会・幹部研修会・中央研究発表大会などがある。 ・「子どもたちの幸せのために」を目的とし、各学校との情報を交換して活動の参考にし、活性化を図る。また単位ＰＴＡだけの力では解決できない問題などを品川区全体のＰＴＡとして取り組むことができる。 ・広報誌“小Ｐ連だより　しながわ”を発行。
家庭教育学級	・品川教育委員会・生涯学習部学習振興課から委託を受けて開設する。 ・「心身ともに健全な子どもの育成」を目指し、生涯学習の一環として積極的に参加することを通し保護者同士の連帯感を深めていくことを目的とする。
校庭開放	・品川教育委員会から委託され委託金を受けて実施する。 ・学校施設（校庭）を子どもたちの遊び場として開放し、健全育成を図ることを目的とする。 ・校庭開放運営委員会（運営委員長はＰＴＡ会長とし、校長先生・副校長先生及び役員で組織）を設置し、校庭開放及び校庭開放の行事（児童スポレクなど）を実施する。 ・日曜日（学校休業日も含む）の午後に校庭を開放し、会員が交替で当番をする。（児童の安全・遊具の管理など）
少年少女スポーツ普及事業	・品川区教育委員会から委託され委託金を受けて実施する。 ・スポーツに親しむために子どもを主体とした事業（スポーツレクリエーション）を実施し、子どもの健全育成を図ることを目的とする。 ・校庭開放運営委員会（運営委員長はPTA 会長として、校長先生・副校長先生及び役員で組織）が運営する。
子ども地域活動促進事業	・品川区教育委員会から委託され委託金を受け実施する。 ・内容は、子どもを主体とし親子が一緒に参加する事業または、地域全体で参加・体験する事業。

★浜川小 PTA ってどんなことするの？

●学年部は・・・

学年委員はクラスの代表でまとめ役です。学級 PTA（各クラス）の中心となり、他の委員と協力して学級・学年の交流を図ります。ＰＴＡ活動の連絡調整を行い、活動に協力し、会合などへの会員の参加を進めます。

◆学年委員（各クラス２名、特別支援固定学級１～２名）
- 運営委員会出席（年５～６回）
- 部会（年に数回）
- 安全パトロール運営
- 学年、クラスレクリエーションや茶話会の実施
（１～２年はレク、３年以上は茶話会）
- クラスの個人カードや学級分担表の管理

●文化部は・・・

子どもを育てる大人たちが成長を図る学習を進める役割を担当します。

◆文化委員（各クラス１名）
- 運営委員会出席（年５～６回）
- 部会（年に数回）
- 家庭教育学級運営（年４～５回）
CAP、給食試食会、校長講演会、３校合同（救命講習会など）、親子科学教室のお手伝いなど

●広報部は・・・

情報を通してＰＴＡを活性化させる役割を担当します。

◆広報委員（各クラス１名）
- 運営委員会出席（年５～６回）
- 部会（年に数回）
- 年２～３号の広報誌作成

●校外部は・・・

地域の方と連携を取り、子どもの安全を守り、子どもによい環境を与え、子どもの地域活動を進める役割を担当します。

◆校外委員（各クラス１名）
- 運営委員会出席（年５～６回）
- 部会（年に数回）
- がらくたまつり参加
- 祭礼パトロールの実施
- 子どもカーニバル参加
- 校庭開放当番表作成

●推薦委員は・・・

◆推薦委員（６年を除き１～５年の各クラス１名）
- 次年度 PTA 本部役員　推薦
- 推薦委員会（２学期頃より必要に応じて）

●特別委員は・・・

◆ＰＴＡで企画する行事など、委員が必要な場合に募集し活動する。

●本部役員は・・・

総会・運営委員会で決められたことを実行する執行機関です。

◆会長（1名）、副会長（3～4名）、書記（3～4名）、
会計（2～3名）、地域委員（2名以上）※人数は年度により変更あり

- 本校や他校との連携および連絡
- 各種行事の運営及び手伝い
- 地域との連絡
- 会議、講演会への出席
- その他多方面での PTA 活動や会員のサポート

●その他、平準化お手伝いとして・・・

委員を引き受けていない保護者の方全員を対象に、お手伝いをお願いしています。年度初めに「お手伝い希望アンケート」を配布しますので、お手伝い可能な項目を選び、提出していただきます。

1児童につき1回のお手伝い をお願いしていますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。　※詳細はその都度、文書便でお知らせいたします。

＜お手伝いの主な選択項目＞
【学年部】市民科公開講座、自転車安全教室、学校保健委員会の出席など
【文化部】家庭教育学級行事のお手伝い、親子科学教室など
【校外部】祭礼パトロール、子どもカーニバル、スポレク、がらくたまつりなど
【本　部】自転車プレートの作業手伝い、運動会受付、PTA 室清掃など

★兄弟関係について

浜川小学校に兄弟で通っているご家庭も多いと思います。負担軽減のため、兄弟姉妹のどこかのクラスで委員を引き受けていただいた場合、他のクラスでのお手伝い係は免除になります。

例　1年生と3年生にお子さんがいて、3年生のクラスで委員を引き受けた場合、1年生のお手伝い係は免除されます。

※ 個人カードの兄弟関係欄に記載をお願いいたします。

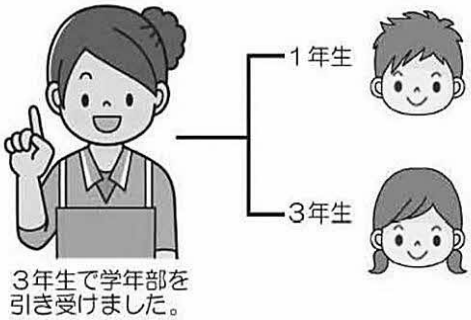

★他にもこんな活動をしています。

こども１１０ばんの家

子どもたちが身の危険を感じた時に、避難場所として駆け込み、住民が一時的に保護するのが『こども１１０ばんの家』です。

自転車プレート

地域の安全を見守る協力者には、『防犯パトロール中』と書かれたプレートを配布しています。

★来校時の注意事項

●来校するときは３点セットを忘れずに持参しましょう。

① ネームプレート

② 上履きまたはスリッパ

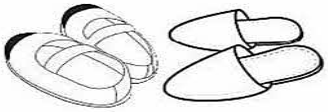

③ 上履き入れ

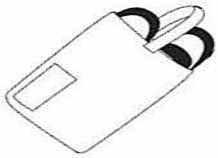

●基本的に自転車での来校はご遠慮ください。
駐輪可能台数に限りがあります。
●学校内ではスマートフォン・携帯電話は
マナーモードに設定してください。

●校内の入り方

① 正門のインターフォンを押して、カメラに向かって<u>ネームプレート</u>を見せてください。

② 学校入り口のノートに<u>来校時間</u>を記入してください（学校公開、保護者会等は不要です）。
※記入しない場合、注意を受けることがあります。

浜川小学校ＰＴＡ　会則

第１条「名称および事務所」
本会は浜川小学校 PTA と称し、事務所を浜川小学校（以下本校と称す）内におく。

第２条（目的）
本会は学校・家庭・地域社会との連携を密にし、相互の教養を高め、本校児童の教育を振興し、もってその福祉の増進を図る事を目的とする。

第３条（事業）
本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
１．会員の教養を高め、相互の連絡に関する事項
２．文化・保険・衛生に関する事業
３．その他、必要と認める事業

第４条（方針）
本会は学校の管理や教職員の人事に干渉しない。
本会はいかなる団体・機関からも干渉されない。
本会は特定の宗教や政党に偏ることなく、営利を目的とする行為は行わない。

第５条（会員）
本会は児童の父母またはそれに代わる人（以下保護者と称す）及び教職員を持って会員とする。

第６条（役員及び監査）
本会の役員及び監査とその任務を次のように定める。
１．会長　　１名（保護者）本会を代表し会務を統括する。

２．副会長　　４名選任することができる。（保護者３名、副校長）人数は４実情に応じて変更する。会長を補佐し、会長に事故がある時はその実務を代行する。
３．書記　　３~４名（保護者２~３名、教員１）総会・委員総会・運営委員会・役員会の議事を記録し保管する。本会の庶務を担当する。
４．会計　　３~４名（保護者２~３名、教員１）会計事務を処理し､予算・決算を担当する。
５．監査　　２名（保護者２名）会計の監査をする。監査は役員には加わらない。監査結果を年度始めの総会で報告する。
６．地域委員　２名以上（保護者２名以上）地区委員会への学校代表として参加し、青少年を明るくする運動推進会議などの地域会議への出席などを担当する。
７．役員及び監査の任期は１年とする。ただし再任を妨げない。

第７条（役員推薦委員会）
役員推薦委員会（以下推薦委員と称す）の選出及び任務を次のよう定める。
１．推薦委員会は、各学級より選出された委員１名ずつと教員１名をもって構成する。
２．推薦委員会は、委員長１名、副委員長２名、書記、会計各若干名を互選する
３．推薦委員会は、会員中より次年度の役員候補者及び監査候補者を推薦する。候補者同意を得た上で年度末総会に報告し、承認を得る。
４．推薦委員が次期役員に内定した時には、推薦委員を辞めなければならない。推薦委員の任期は１年とする。ただし再任を妨げない。

第８条（委員及び委員会）
学級委員：各学級では、会員の中より学級委員を４～５名選出する。学級委員と学級担任は学級委員会を構成し、学級内の諸事項を処理し、会務に協力援助する。

１．学年委員　　：学級委員より学年委員を２名選出する。学年部の仕事を
　　担当し、運営委員会に出席する。
２．文化委員　　：学級委員より文化委員を１名選出する。文化部の仕事を担当する。
３．広報委員　　：学級委員より広報委員を１名選出する。広報部の仕事を担当する。
４．校外委員　　：学級委員より校外委員を１名選出する。校外部の仕事を担当する。
ａ．学年委員会　：各学年では、学級委員と学級担任により学年委員会を構成し、各学級間の連絡調整を図る。
ｂ．特別委員会　：その他必要に応じ、運営委員会の承認を得て設置する事が出来る。
　　委員の任期は１年とする。ただし再任を妨げない。

第９条（各部）

本会に次の部を置く

１．学年部
- 学級代表と担当教員１名以上により学年部を構成する。
- 学年部は各学年間の連絡調整を図り、学級 PTA・学年 PTA 活動を推進する。
- 学級代表の互選により各学年代表を１名ずつ選出する。
- 学級代表は部長１名、副部長２名、書記・会計各若干名を互選する。

２．文化部
- 文化委員と担当教員１名以上により文化部を構成する。
- 文化部は文化活動を主とし、家庭教育学級に関する事項を担当する。
- 文化委員は部長１名、副部長２名、書記・会計各若干名を互選する。

３．広報部
- 広報委員と担当教員１名以上により広報部を構成する。
- 広報部は機関紙の発行・調査研究等、広報に関する事項を担当する。
- 広報委員は部長１名、副部長２名、書記・会計各若干名を互選する。

４．校外部
- 校外委員と担当教員担任１名以上により校外部を構成する。
- 校外部は校外における児童の生活指導・児童福祉及び環境改善に関する事項を担当する。
- 校外委員は部長１名、副部長２名、書記・会計各若干名を互選する。

第１０条（欠員補充）

役員及び運営委員に欠員が生じた場合には、運営委員会で協議し決定する。ただし任期は前任者の残存期間とする。

第１１条（会議）

会議を分けて、総会・役員会・委員総会・運営委員会・部会・学年委員会・学級委員会とする。

１．総会は最高の議決機関であり、定期総会・臨時総会の２種とし、全委員をもって構成する。なお、成立条項は委任状を含め全会員の半数以上とする。議決は出席者の過半数の賛成を要する。定期総会は年度末と年度始めに開く。年度末総会では役員及び監査を承認し、その他の事項を決定する。年度始めの総会では、決算報告・事業報告の承認、予算・事業計画その他重要事項を決定する。臨時総会は、会長が必要と認めたとき役員会の承認を得て招集する。また、会員の 1/5 以上の要求があった場合は開かなければならない。
２．役員会は随時開催して重要事項を協議し処理する。
３．委員総会は学級委員・役員推薦委員及び役員をもって構成する。
　各部に分かれ、部長・副部長等を互選し年間事業計画を立てる。
４．運営委員会は総会に次ぐ議決機関であり、学級代表と文化・広報・校外の各部長・副部長及び役員をもって構成し、会長が必要により招集する。
５．各部会は必要により各部長が招集し、担当事項を処理する。
６．学年委員会・学級委員会は必要により開く。
７．校長は役員に属さず、各会において自由に発言する事ができる。

第１２条（相談役）
相談役は本会または教育に特に功労のある者、学識経験者及び教育に関心深く熱心に本会を援助するものの中から会長が推薦し、役員会で決定する。

第１３条（会計）
１．会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日で終わる。
２．本会の経費は、会費その他の収入をこれに当てる。
３．会員は会費を納入する。ただし保護者の会費は家庭数をもって納入する。
４．会費の改正は総会の決議を必要とする。

第１４条（慶弔）
本会員に慶弔があった場合、別に定める慶弔規定により全会員の微意を表すものとする。

第１５条（改正）
本会則は総会での出席者の過半数の承認を得て改正する事ができる。

第１６条（附則）
その他に関する事は附則に定める。

＜浜川小学校 PTA 慶弔規定＞

会則第 14 条に基づき、会員の慶弔について次のように定める。
１．会員及び児童が死亡した時　　１万円
２．教師が結婚した時　　５千円
　　教師が出産した時　　３千円
３．その他特別の事情があるときは、会長が役員にはかり決定する。

附則
１．会長は、役員会の議決を経て、運営委員会の議決により本附則を改正できる。
２．特別支援学級は、学級代表を１名選出する。
３．本会の会費は、２千７百円とする。
４．１人の会員が同年度における、同じ委員の兼任は避ける。
５．本会則は総会で承認された日より施行。
６．本校の所在地は東京都品川区南大井４－３－２７とする。
７．本会の設立年月日は昭和２６年４月１日とする。

平成２８年３月　１日改訂
平成３０年３月　１日改訂
平成３０年９月１４日改訂